

## 航空・鉄道事故等調査報告書ができるまで

事故等の調査においては、事実調査を行い、事実を適確に認定し、必要な試験研究を行い、これらの結果を総合的に解析して、原因の究明を行います。

調査の結果は、報告書としてとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表します。

また、必要と認めたときは、国土交通大臣等に対し事故の防止又は事故が発生した場合における被害の軽減のため必要な勧告あるいは建議を行います。



東日本旅客鉄道(株)羽越線列車脱線事故  
(平成17年12月25日発生)



個人所属パイパー式PA-28RT-201型不時着事故  
(平成17年10月28日発生)

### Step 1

事故・  
重大インシデントの  
発生・通報

### Step 2

事実調査

### Step 3

試験研究

専門委員

専門の事項を調査するにあたり専門委員を任命することがあります。



#### 意見聴取会

必要に応じて意見聴取会を開き、関係者や学識経験者から意見を聞くことがあります。



委員長より国土交通大臣に建議を提出  
(平成17年9月)

#### 原因関係者の意見聴取

調査の終了前に、その事故の原因関係者に意見を聞きます。

## Step 4

解 析

## Step 5

委員会審議  
(部会審議)

## Step 6

報告書作成  
(公表)

必要に応じて  
勧告・建議